

第 3 回 憲法と人権の限界（1）

今回と次回は、人権の総論部分を扱います。今回は、人権の享有主体性についての議論です。

日本国憲法第 3 章の表題は、「国民の権利及び義務」とされています。では、一般の国民ではない法人や外国人は、人権の享有主体となりうるのでしょうか。

1. 法人の人権

- ・ 法人にも、性質上可能な限り人権が保障される（八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 625 頁））。
- ・ 法人は、自然人とは異なり肉体を有しないので、一定の人身の自由、社会権や参政権などが保障されない。その他の人権については、法人の固有の性格と矛盾しない範囲内で保障される。

○ 八幡製鉄事件最高裁判決（最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 625 頁）

A（八幡製鉄株式会社、現在の新日本製鉄株式会社）は、1960（昭和 35）年 3 月、自由民主党に対し 350 万円の政治資金を寄附したが、A の株主である X は、この行為が、A の定款の規定する所定事業目的（「鉄鋼の製造及び販売並びにこれに附帯する事業を営むことを目的とする」）の範囲外の行為であり、改正前の商法 266 条 1 項 5 号（現在の会社法 423 条 1 項）の「法令又ハ定款ニ違反スル行為」に該当し、取締役の忠実義務に違反する行為（改正前の商法 254 条ノ 2、現会社法 355 条）であるとして、A の取締役 Y らに対し、A に代位して損害賠償責任を追及する訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とする一方、他面、社会の構成単位として、社会通念上期待し要請されることを行いうる、(2) 憲法は、政党の存在を当然に予定しているものであり、議会制民主主義を支える不可欠の要素である政党の健全な発展に協力することも、社会的実在としての会社に当然に期待されていることであるから、会社には政治資金の寄附を行う能力がないとはいえない、(3) 参政権は自然人である国民のみに認められるものであるが、会社は納税者の立場から国や地方公共団体の施策に対して意見を表明するなどの行動ができる、(4) 憲法上の国民の権利・義務は、可能な限り内国法人にも適用されるべきであるから、会社は、国民と同様に、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為を行う自由を有する、(5) 政治資金の寄附もその自由の一環であり、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではないと判示した（X の請求を認めなかった）。

2. 外国人の人権

- ・ 外国人にも、性質上可能な限り人権が保障される（マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁））。

- ・ 外国人には、出国の自由は保障されるが（最大判昭和 32 年 12 月 25 日刑集 11 卷 14 号 3377 頁）、入国の自由は、国際慣習法上、当然には保障されない（最大判昭和 32 年 6 月 19 日刑集 11 卷 6 号 1663 頁）。再入国の自由も保障されない（森川キャサリン事件最高裁判決（最判平成 4 年 11 月 16 日））。
- ・ 社会保障はその人の帰属する国の政府の責任で行うべきであるから、外国人には、生存権などの社会権は保障されない。
- ・ 外国人には、権利の性質上国民のみに認められる選挙権・被選挙権は保障されない（アラン訴訟最高裁判決（最判平成 5 年 2 月 26 日判時 1452 号 37 頁））。ただし、外国人に地方レベルの選挙権を法律によって付与することも憲法上禁止されていないと判示した定住外国人選挙権訴訟最高裁判決（最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁）がある。
- ・ 外国人には、公務就任権は保障されない（東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 1 月 26 日民集 59 卷 1 号 128 頁））。

○ マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁）

アメリカ合衆国の国籍を有する X は、1969（昭和 44）年 5 月 10 日、在留期間を 1 年とする上陸許可を得て入国したが、入国後、無届で職場を変えたり、ベトナム戦争反対、出入国管理法反対、日米安保条約反対などのデモや集会に参加するなどした。翌年、X が 1 年間の在留期間の更新を申請したところ、法務大臣が許可しなかったため、X は、この不許可処分を取消しを求めた。

最高裁判所は、(1) 憲法上、外国人に入国の自由は保障されていないことはもちろん、在留の権利も保障されていないとしたうえで、(2) 日本国憲法第 3 章の規定による人権保障は、権利の性質上国民のみを対象とするものを除き、外国人にも保障されるが、政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼさない範囲でのみ保障されるにすぎないと判示した（X の請求を棄却した）。

○ 定住外国人選挙権訴訟最高裁判決（最判平成 7 年 2 月 28 日民集 49 卷 2 号 639 頁）

日本で生まれ日本で育ち日本に生活の本拠を置いている永住資格を有する在日韓国人である X らは、定住外国人は憲法上地方公共団体における選挙権を保障されているはずと考え、自分たちが選挙人名簿に登録されていないのは不当であるなどと主張し、1990（平成 2）年 9 月に、大阪市北区選挙管理委員会に対して、選挙人名簿に登録することを求める異議の申出をした。これに対して、選挙管理委員会が却下の決定をしたため、X らは、その却下決定の取消しを求めて訴えを提起した。

最高裁判所は、(1) 日本国憲法前文及び 1 条の規定によれば、国民主権主義における「国民」とは、日本国民を意味する、(2) 15 条 1 項にいう公務員の選定罷免権は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、在留外国人には及ばない、(3) 93 条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するとして、X らの請求を棄却した。なお、最高裁判所は、地方自治に関する憲法の規定は、「民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨であり、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係をもつに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」が、こ「のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」とも述べた。

○ 東京都管理職選考受験訴訟最高裁判決（最大判平成 17 年 1 月 26 日民集 59 卷 1 号 128 頁）

東京都に保健婦として採用された永住資格を有する在日韓国人である X は、日本人でないため管理職選考（昇任試験）の受験を拒否されたことを理由に、都に対して損害賠償を請求した。

最高裁判所は、(1) 地方公共団体が外国人を職員として採用することは、憲法上、禁止されていないが、(2) 昇任等について、合理的な理由に基づき、職員に採用された外国人を国民と異なる取扱いをすることは、許されないものではなく、(3) 地方公務員のうち、公権力行使等地方公務員（住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行ったり、重要な施策に関する決定・参画することを職務とする地方公務員）は、国民に限られると判示した（X の請求を棄却した）。

今回は、憲法と人権の限界について、引き続き、検討します。